

立山町告示第 82 号

立山町営バス共創パートナー制度実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日

立山町長 舟 橋 貴 之

立山町営バス共創パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民、事業者及び行政が連携して立山町営バスを支える体制を構築することを目的とした立山町営バス共創パートナー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立山町営バス 立山町営バスの設置及び管理に関する条例（平成 14 年立山町条例第 19 号。以下「条例」という。）に規定する立山町営バスをいう。
- (2) 事業者 町内で事業を行う法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び個人をいう。
- (3) 共創パートナー 前条の趣旨に賛同し、協賛金を納付した事業者（共創パートナー契約を更新した事業者であつて、当該契約期間の始期から協賛金の納入がなされる日までの間にあるものを含む。）をいう。

(共創パートナーの募集)

第 3 条 町長は、町ホームページその他の適切な方法により、共創パートナーを募集するものとする。

2 共創パートナーは、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業を行うもの

(4) その他町長が共創パートナーとして不適當であると認めるもの
（共創パートナーの申込み等）

第 4 条 共創パートナーとなろうとするもの（以下「申込者」という。）は、立山町営バス共創パートナー申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の申込みがあった場合は、これを審査し、適當と認めたときは、これを受理し、申込者に対し協賛金の納入通知書を送付するものとする。

3 申込者は、納入通知書に指定された期日までに協賛金を納付するものとする。

4 町長は、第 2 項の審査の結果、適當でないとき、申込者に対しその旨を通知する。

（協賛金の額等）

第 5 条 協賛金の額は、別表による。

2 納付を受ける協賛金は、第 6 条の契約期間にかかわらず、1 年分とする。

3 納付を受けた協賛金は、返還しない。

4 協賛金は、立山町営バスの運行に係る経費に充てるものとする。

（契約期間等）

第 6 条 共創パートナー契約の期間（以下「契約期間」という。）は、申込みをした日の属する月の初日から当該申込みをした日の属する会計年度の末日までとする。

2 共創パートナーは、契約期間の満了をもって契約を終了しようとするときは、当該契約期間の属する年度の 1 月 31 日までに立山町営バス共創パートナー終了届（様式第 2 号）により町長に届け出るものとする。

3 契約期間は、前項の規定による届出がない場合は、引き続き 1 年間更新されるものとする。

4 町長は、前項の規定により契約期間を更新したときは、当該更新の日以後最初に到来する 4 月 30 日までに当該契約期間分の協賛金の納入通知書を送付するものとする。

5 前項の納入通知書の送付を受けた共創パートナーは、当該納入通知書に指定された期日までに協賛金を納付するものとする。

(共創パートナーへの特典)

第7条 町長は、共創パートナーに対して別表に掲げる特典を付与することができる。この場合において、特典として付与する広告の掲載については、立山町広告掲載事業実施要綱（令和3年立山町告示第119号）の規定を適用する。

(共創パートナーの内容変更)

第8条 共創パートナーは、協賛金の額又は特典の内容の変更を希望するときは、立山町営バス共創パートナー内容変更届（様式第3号）により町長に届け出るものとする。

(契約の解除)

第9条 町長は、共創パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定にかかわらず、共創パートナー契約を解除することができる。

- (1) 第3条第2項のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (2) 納入通知書に指定する期日までに協賛金を納付しないとき。
- (3) その他町長が共創パートナー契約を継続することが適切でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により共創パートナー契約を解除したときは、速やかに当該共創パートナーにその旨を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(協賛金の額に係る初年度の特例)

2 令和8年度の協賛金の額は、第5条の規定にかかわらず、別表に掲げる協賛金の額に2分の1を乗じた額とする。

別表（第5条、第7条関係）

特典内容	協賛金の額（年額）				
	12,000 円	36,000 円	60,000 円	120,000 円	360,000 円
町ホームページへの広告掲載	○	○	○	○	○
停留所への広告掲載（命名権・設置）	—	○	○	○	○
停留所マップへの広告掲載	—	—	○	○	○
会報誌への広告掲載	—	—	—	○	○
車体への広告掲載	—	—	—	—	○

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

立山町長

（申込者） 所在地又は名称
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

立山町営バス共創パートナー申込書

立山町営バス共創パートナーになりたいので、立山町営バス共創パートナー制度実施要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1 施設、店舗等の情報（以下に必要事項を記入してください。）

所在地又は住所		
名称		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
担当者所属、役職及び氏名		

2 協賛金の額等（以下に金額を記入してください。）

協賛金の額		円
-------	--	---

3 希望する特典内容（以下に○を付けてください。）

特典内容	12,000 円	36,000 円	60,000 円	120,000 円	360,000 円
町ホームページへの広告掲載					
停留所への広告掲載 （命名権・設置）					

停留所マップへの広告掲載					
会報誌への広告掲載					
車体への広告掲載					

4 添付書類（協賛金の額が 36,000 円以上の者に限る）

- ・ 広告用のロゴマーク（データについても別途送付のこと。）

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

立山町長

（届出者） 所在地又は名称
商号又は名称
代表者の役職及び氏名
担当者の所属、役職及び氏名
担当者の連絡先（電話番号）
（メールアドレス）

立山町営バス共創パートナー終了届

今年度の末日をもって立山町営バス共創パートナー契約を終了したいので、立山町営バス共創パートナー制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、届け出ます。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

立山町長

（届出者） 所在地又は名称
 商号又は名称
 代表者の役職及び氏名
 担当者の所属、役職及び氏名
 担当者の連絡先（電話番号）
 （メールアドレス）

立山町営バス共創パートナー内容変更届

立山町営バス共創パートナーの協賛金の額又は特典の内容を変更したいので、立山町営バス共創パートナー制度実施要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

	変更前			変更後	
協賛金の額（年額）	円			円	
希望する特典内容	12,000 円	36,000 円	60,000 円	120,000 円	360,000 円
町ホームページへの 広告掲載					
停留所への広告掲載 （命名権・設置）					
停留所マップへの 広告掲載					
会報誌への広告掲載					
車体への広告掲載					

